

課外活動団体 各位

学生支援課

## 2022年度夏期休業期間の課外活動についてお知らせ

引き続き、「学内の行動基準レベル1」に基づき以下のとおりとします。加えて、6/29に実施しました、「熱中症対策・夏期休業期間の活動についての説明会」の内容を踏まえた上で、安心・安全な活動を徹底してください。

○大阪府の要請に基づき、

## 感染対策を徹底した上、全面可とします。

※ ただし、感染対策の徹底について届出が必要です。

<届出制について>

下部表の、各活動に応じたの必要書類をご確認ください。

○期間 2022年7月21日(木)～9月30日(金)

※大阪府からの要請等に伴い内容に変更が生じた場合は、都度通知をご確認ください。

○活動条件

- ・感染対策の徹底について届出をした団体。

感染対策の徹底とは、「追手門学院大学 新型コロナウイルス感染拡大防止に基づく行動基準」のレベル1に準拠している内容、及び「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動方針」を、参加者全員が理解し、確実に行動に移すことができること。

○活動時間

期間※2	平日 土日・祝	活動時間 ※1	1日の活動時間	完全下校
7/21～9/30	平日 土日・祝	7:30～20:00	制限なし	21時

※1 原則、13:00～15:00は熱中症対策のため、屋外での活動、体育施設を利用する団体は活動できません。予約時に各施設を確認した上で、活動にあってください。

課外活動専用 URL【施設・その他】[https://www.otemon.ac.jp/internal/sports\\_form\\_2.html](https://www.otemon.ac.jp/internal/sports_form_2.html)

※2 一斉休業期間(8/10～8/21)は、原則学内立入禁止となり、活動は事前申請制です。

○学内外(練習試合・合同試合)

- ・感染対策を徹底した上、届出制

○学内外の宿泊を伴う活動(遠征・合宿等)

- ・感染対策を徹底した上、届出制
- ・事前の活動計画書、課外活動届、緊急連絡網提出

○併設校生との合同練習

- ・教育庁の方針に沿い、感染対策を徹底した上、届出制

○課外活動を目的とした学内施設使用について

- ・感染対策を徹底した上、予約制

※長期期間予約をする場合は、活動計画を立てた上で活動をする。利用が確認できない団体を確認した場合、活動制限をします。

○学内外イベント主催・実施

- ・感染対策を徹底した上、届出制

○必要書類 ※作成方法等は書類マニュアル参照、全ての書類は原則1週間前に提出

学内外	活動	活動計画書	学内施設予約	課外活動届	参加者氏名一覧	要項※1	感染対策ガイドライン	緊急連絡網
学内 ※3	定例	○	○	×	×	×	×	○
	定例以外	○	○	○	○	○	○	
	宿泊	○	○	○	○	○	○	
学外	定例	○	×	○※2	○	×	○	
	公式戦・行事等	○	×	○	○	○	○	
	宿泊	○	×	○	○	○	○	

※1 要項とは、日時、場所、活動内容等がわかるもの。そのほか、図や写真など活動の詳細が分かるものを必ず提出してください。

※2 学外で定例活動をする団体（漕艇部・ゴルフ部等）で、学外の同じ施設を使用し連続して活動をする場合は、「課外活動届申請」フォームの備考欄に、1週間分まとめて申請していただいてもかまいません。同活動の報告書を申請する際は、漏れのないよう報告してください。

※3 一斉休業期間（8/10～8/21）については別途事前申請が必要です。

○学友会センター

- ・開館時間：平日・土日祝 7:30～21:00

※一斉休業期間（8/10～8/21）は使用がある場合のみ

- ・部室：感染対策を徹底した上、人と人との距離を十分に確保できる人数で使用可能  
部室以外の施設については、使用人数を遵守し施設予約の上使用可能

※感染対策の実施状況について、不定期で巡視を行います。

- ・シャワー室：完全予約制

○トレーニングセンター

- ・平日 9:00～18:00 ※一斉休業期間（8/10～8/21）閉館

○学生支援課窓口

- ・平日 9:10～17:00 ※一斉休業期間（8/10～8/21）閉室

○学友会追風運営委員会事務取り

- ・会計（都度通知）
- ・総務事務（都度通知）

※引き続き、ONETAPでの体調管理は徹底してください。入力できていない団体は、活動を制限します。今後内容に変更がありましたら、都度お知らせいたします。

以上

**★PCR検査等の利用について★**

・風邪が疑われる症状（微熱、咳、喉の痛み等）がある場合は、すみやかに医療機関を受診し、必要であればPCR検査や抗原定量検査を受けてください。

・症状がなく、濃厚接触者にも該当しないが、感染の不安がある場合は、自治体の実施する無料検査（感染拡大傾向時の一般検査事業）を利用できる場合があります（2022年1月現在）。実施場所、実施期間等の詳細については各自自治体のホームページを確認してください。無料検査は大変混みあっています。また、受検条件など自治体により異なる場合がありますので、よく確認してください。

<例>

大阪府『無料検査事業の実施について』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/muryoukensa.html>